

長野県地域福祉支援計画の策定について

計画策定の趣旨

健康福祉部地域福祉課

- 1 目的
地域福祉の基本的な方向性を示す
市町村を始め様々な主体の取組を支援する
- 2 計画期間
平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5年間
- 3 計画の性格
社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画として、新たに策定
再犯の防止の推進に関する法律第8条に規定する地方再犯防止推進計画と一体的に策定

計画策定の考え方

- これまでの県の取組を踏まえ、実効性のある計画とする
- 県総合5か年計画、保健・医療・福祉分野の他の計画、その他関連する計画との調和を図る
- 策定に当たっては、県民、市町村、関係団体等の意見聴取や意見交換を行いながら進める
- 国の計画策定ガイドラインに配慮し、市町村の自主的な地域福祉推進を支援するものとする

計画に盛り込む事項(案)

- 1 地域福祉に関し共通して取り組むべき事項
 - ・生活困窮者等の複合化した課題を持つ人への支援
 - ・制度の狭間の課題への対応
 - ・居住や就労に困難を抱えた人への横断的な支援
 - ・地域住民が集う居場所や活動の拠点整備の支援
 - ・成年後見制度利用促進と権利擁護の充実
 - ・福祉のまちづくりの推進
 - ・地域福祉について学ぶ機会の拡充 など
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針
 - ・市町村地域福祉計画策定指針(ガイドライン)
- 3 社会福祉事業に従事する者の確保又は質の向上
 - ・福祉人材の養成・確保及び質の向上 など
- 4 福祉サービスの適切な利用の促進及び事業の健全な発達のための基盤整備
 - ・社会福祉法人、民間事業者等への適切な運営に関する指導・助言
 - ・福祉サービスの質の評価 など
- 5 市町村における包括的な支援体制の整備への支援
 - ・多機関の協働による包括的な相談・支援体制構築の支援
 - ・民生委員・児童委員の円滑な活動に向けた支援
 - ・ボランティア活動や住民支え合い活動の普及・啓発 など
- 6 再犯防止の支援体制の構築
 - ・保健医療・福祉等の支援を必要とする人への社会復帰支援
 - ・多様な主体の連携による再犯や非行を防止する取組の推進 など

専門分科会による検討スケジュール

- | | | |
|-----|--------|-----------------|
| 第1回 | 5～6月 | 全体構成、目指す姿、基本目標等 |
| 第2回 | 8～9月 | 計画素案、市町村計画策定指針 |
| 第3回 | 10～11月 | 計画原案 |